

【阪南市】小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

はじめに

子どもが心身ともに健やかに育つことは全ての人々の願いであり、子どもが安全・安心に成長できる環境を整えることは大人の責務です。

登下校中の安全・安心について

登下校中の安全・安心のために、携帯電話の所持を「一部解除」します。

昨今、登下校中の子どもが犯罪被害にあう事案が全国で発生していることや、平成30年6月に登校時間帯に発生した大阪府北部地震を受け、保護者が子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り・痴漢などの犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として活用する場合について、府教育庁より小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインが策定されました。

阪南市においては、これまでも校内への持ち込みについては原則禁止としながらも、特別な事情がある場合に限り、各学校と保護者で協議してまいりました。この度、大阪府のガイドラインの策定を受け、従来の考え方にに基づき、阪南市の小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインを策定いたしました。

子どもに携帯電話を持たせる保護者の責任について

保護者には、子どもに携帯電話を持たせるかどうかの判断、またその管理について責任があります。

携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものです。府教育庁のガイドラインでは、子どもが携帯電話を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもないことが明記されております。また、子どもに携帯電話を持たせる以上、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。

さらに、登下校中の子どもに携帯電話を所持させる場合には、学校との協力が不可欠です。学校が示す校内や登下校時の取扱いルールに同意し、そのルールを子どもと確認して、保護者の責任のもとで守らせることが、子どもの安全確保や、子どもに適切な使い方を身に付けさせることにつながります。

学校での指導について

学校は、情報機器との向き合い方の指導を、積極的に行います。

情報化社会が益々進展する中、携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及しています。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。大阪府公立中学校長会の行った調査のまとめにも、携帯電話の使用に関する危険性やルールを、子どもたちや保護者に指導、啓発する必要性が高く、生徒指導の喫緊の課題であると示されています。

このことから、学校は、すべての子どもに対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組む必要があります。

子どもや保護者、学校が互いに話し合い、ともに取り組むことが重要であり、今後、情報化社会の中で、子どもたちが携帯電話とうまくつきあい、安全・安心に、また健やかに成長できる環境をみんなでつくっていきましょう。

本ガイドラインの活用について

- (1) 学校は、このガイドライン等を参考に、登下校時や校内での携帯電話の取扱いに関するルールや方針を定め、児童生徒や保護者に周知します。
ルールを定める際、以下のような方法が考えられます。
 - ・本ガイドラインを学校のルールとする。
 - ・生徒会（児童会）で話し合い、ルールを決める。
 - ・学校協議会等、学校・保護者の代表・地域が話し合ってルールを決める。
- (2) 保護者が登下校時の子どもに携帯電話を持たせる場合、学校は、事前に示したルールについて、家庭においても保護者から子どもに指導を行うことの同意を得て、保護者との協力体制をつくります。（別添資料「同意確認書（例）」参照）
- (3) 学校は、事前に示したルールに保護者の同意が得られない場合や、学校の指導に対して保護者の理解が得られない場合等、学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限する等の措置をとります。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能や GPS 機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン

注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。また携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。

保護者の皆様へ

子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束し、その内容を学校に伝えてください。

【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。
 - (2) 校内では、携帯電話を使わない。
 - (3) 校内での保管場所、保管方法については学校の規定に従います。
 - (4) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。手に取って操作しない。
 - (5) 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。
- ※ 災害等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしないでください。

【適切な使用に関すること】

1 携帯電話の適切な使い方について

- (1) 家庭での使用時間は、平日 30 分、休日 60 分を目安とする。
 - (2) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
 - (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
 - (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
 - (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
 - (6) SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
 - (7) SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。
 - (8) 次ページの内容について子どもと共に確認する。
- ※ これら以外の使い方については、子どもと話し合っ、その都度ルールをつくってください。

2 携帯電話の管理及び責任について

- (1) 子どもに携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

児童生徒の皆さんへ

携帯電話は、以下のルールを守り、保護者が許可した場合だけ持つことができます。

【登下校中や学校での携帯電話の使い方に関するルール】

- (1) 登下校中は、携帯電話をなくさないよう、かばんの中に入れます。災害のときや、危ない目にあいそうなき以外は、携帯電話をさわったり、使ったりしてはいけません。
- (2) 校内での保管場所、保管方法については学校の規定に従います。
- (3) 学校の中では、先生が指示するとき以外は、携帯電話を使ってはいけません。
- (4) もし携帯電話を勝手にかばんから出したり、使ったりした場合は、先生が預かり、保護者に直接返却します。

【正しい使い方に関すること】

1 携帯電話の正しい使い方について

<自分のことについて>

- (1) お家で使う時間は、平日は 30 分、休日でも 60 分以内にします。
- (2) 自分や友だちの写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINE や Instagram など）にのせたりしてはいけません。
- (3) 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- (4) SNS などインターネット上で知り合った人とは会ってはいけません。
- (5) かくし撮りやその他犯罪につながることはしてはいけません。

<友だちとのことについて>

- (6) どんな時でも、誰に対しても、SNS やメールに、人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこんではいけません。
- (7) SNS のグループでの仲間はずれなど、いじめはしてはいけません。
- (8) SNS やメールでは、返事が遅くなることもあるので、無理に友だちに返事をさせてはいけません。
- (9) 友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

<その他>

- (10) これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合っ規則をつくりま。

2 その他の注意点

- (1) 携帯電話を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談します。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 携帯電話には必ずフィルタリングを設定してもらいます。また、携帯電話自体に使用制限を設定してもらいます。そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方を行っているかを確認してもらいます。
- (3) 自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかけます。パスワードは必ず保護者に伝えます。
- (4) 学校などで携帯電話の良いところや、注意しないといけないところを知り、携帯電話等の正しい使い方についてしっかり勉強します。
- (5) 携帯電話を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。

小中学校の先生方へ

【携帯電話の取扱いに関するルール】

1 校内での携帯電話の取扱い

- (1) 学校は、児童生徒に、校内で携帯電話を使用させない。
- (2) 学校は、保護者が児童生徒に携帯電話を持たせる場合、校内での保管場所、保管方法について学校の規定を作成します。
- (3) 学校は、児童生徒が学校の示したルールに従わない場合、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返却した上で、保護者と協力して指導を行う。

◇学校は、以下の場合に限り、児童生徒に校内で携帯電話を使用させることができる。

- ・災害等の緊急時に、使用するよう指示をする場合
- ・携帯電話の適切な使用について、学校で指導を行う場合
- ・その他、校長が使用を認める場合

2 登下校中の携帯電話の取扱い

- (1) 学校は、児童生徒に対し、登下校中、防災・防犯上の緊急連絡や安否確認以外で携帯電話を使用させない。
- (2) 学校は、児童生徒に対し、登下校中には携帯電話をかばん等に入れて管理させることとする。
- (3) 学校は、児童生徒が、登下校中に携帯電話を目的外で使用する、また、登下校時に危険となるような行為をする等、事前に示したきまりに従わない場合、保護者と協力して再発防止のための指導を行う。
- (4) 学校は、防災・防犯上の緊急連絡を除き、児童生徒の所持する携帯電話への連絡は行わない。
◇緊急時の保護者連絡を含めた対応については、学校の定める緊急対応マニュアルに従って行うこと。また緊急時における学校からの必要な連絡は、マニュアル等に従い、従来通り、一斉メールや HP への掲載、電話連絡等で直接保護者に行うこと。

【適切な使用に関する指導】

1 適切な使い方の指導について

学校は、児童生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等の加害者・被害者にならないよう、携帯電話やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方等について、その発達段階に応じた指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。（別添資料「指導例」参照）

＜学校で指導すべき危険・トラブルの例＞

- (1) 長時間の使用によるネット依存や、依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲低下、「ながらスマホ」による危険について
- (2) SNS 等を利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について
- (3) 画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について
- (4) 個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自画撮り被害」）について
- (5) 違法行為や社会で許されない行為の SNS 等への投稿によるネットでの炎上について
- (6) オンラインゲーム等での高額課金について
- (7) SNS 上で知り合った人と会うことでおこる連れ去りや性被害について
- (8) その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺、いわゆる JK ビジネスや、違法なダウンロード等）について

- ◇児童生徒は、今後、情報化社会に適応していく必要があることから、携帯電話を所持しているか否かに関わらず、すべての児童生徒に対して指導を行うこと。
- ◇携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめ等の未然防止のために、児童生徒の実態や課題に応じた指導を行うこと。その際、「いじめ対応プログラム（1、2および実践事例集）」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（大阪府教育庁）や「平成30年度大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集」（大阪府青少年課）等も活用すること。
- ◇児童生徒のコミュニケーション力等人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や、基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、携帯電話の適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行うこと。

2 生じたトラブル・いじめ等への対応について

- (1) 携帯電話に関わるトラブル等が生じた場合、学校は、事実を確認し、関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。特に、いじめが生じた場合は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応を行って、課題解決と再発防止に努める。
- (2) 携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめ等については、「5つのレベルに応じた問題行動対応チャート」、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や学校のいじめ防止基本方針等を活用し、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して、組織的に対応する。

3 教員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について

- (1) 学校は、携帯電話に関わる危険性や具体的な事例等、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、積極的な知識の獲得や、トラブルやいじめ等への対処方法の確認を行う。
- (2) 学校は、保護者に対し、研修会等を通じて、携帯電話の危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容等について、積極的に情報提供や啓発に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口等についても児童生徒や保護者に対し、情報提供を行う。

参考1 ネットいじめやトラブルの相談機関の例

- ・ すこやか教育相談（大阪府教育センター）
- ・ 子ども家庭相談室（受付時間 月・火・木曜日 10：00～20：00）
- ・ 大阪府警察（緊急時は110番、または最寄りの警察署へ）
- ・ 子ども的人権110番（大阪法務局・大阪府人権擁護委員会連合会）等
（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」・「平成30年度大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集」等を参照）

参考2 携帯電話の設定等にかかわる指導や情報提供の例

- ・ 警察等の関係機関や公的機関、携帯キャリア会社、インターネット関連企業等の専門家を外部講師に迎え、保護者対象の講座を行い、フィルタリングの重要性とその設定方法について講義を行う。
- ・ 外部講師を迎え、児童生徒対象の講座を行い、児童生徒にも携帯電話を持参させて、その場で、携帯電話やアプリの設定等を行う。
- ・ 携帯キャリア会社等と連携し、学校行事等とあわせて携帯電話安全相談会を実施する。
- ・ ネットトラブル等の相談窓口の一覧を、学校通信等に掲載、すべての家庭に配布し、周知する。
- ・ 学校が保護者からの相談を受けた際、相談窓口を紹介する。等

（「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」参照）